

令和5年度 指定介護保険サービス事業者等の事故発生状況

(令和5年指定介護保険サービス事業者等における事故発生報告より抜粋)

令和5年度中（令和5年4月1日から令和6年3月31日）に指定介護保険サービス事業者等のうち訪問・通所系サービスから事故報告があった事例について集計を行った。

1 サービス種類別(訪問・通所系サービスとした種別)

サービス種類		事故件数	事故割合(%)	事故件数	事故割合(%)
指定居宅サービス	訪問介護	32	7.7	270	64.6%
	訪問入浴介護	0	0.0		
	訪問看護	5	1.2		
	訪問リハビリテーション	0	0.0		
	福祉用具貸与	1	0.2		
	通所介護	189	45.2		
	通所リハビリテーション	43	10.3		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	2.4	148	35.4%
	地域密着型通所介護	68	16.3		
	認知症対応型通所介護	9	2.2		
	小規模多機能型居宅介護	49	11.7		
	看護小規模多機能型居宅介護	12	2.9		
総計		418	100	418	100%

2 年齢別

年齢	人数	事故割合(%)
64歳以下	2	0.5
65～69歳	10	2.4
70～74歳	18	4.3
75～79歳	40	9.6
80～84歳	62	14.8
85～89歳	107	25.6
90～94歳	123	29.4
95～99歳	48	11.5
100歳以上	7	1.7
不明	1	0.2
総計	418	100

3 要介護度別

要介護別	人数	事故割合(%)
要支援1	12	2.9
要支援2	41	9.8
要介護1	83	19.9
要介護2	126	30.1
要介護3	69	16.5
要介護4	52	12.4
要介護5	32	7.7
不明・その他	3	0.7
総計	418	100

4 事故の種類

内容	事故件数	事故割合(%)
転倒	234	56
転落	43	10.3
誤薬・与薬漏れ等	30	7.2
誤嚥・窒息	8	1.9
医療処置関連	10	2.4
その他	89	21.3
不明	4	0.9
総計	418	100

5 事故状況の程度

内容	事故件数	事故割合(%)
受診、自施設での応急処置	260	62.2
入院	102	24.4
死亡	6	1.4
その他	50	12
総計	418	100

6 まとめ

通所・訪問系事業所で発生した事故では年齢別で、90～94 歳が 123 件(29.4%)で最も多く 85～89 歳が 107 件(25.6%)となっており、要介護度別は、要介護2が 126 件(30.1%) 要介護1が 83 件(19.9%) となっている。事故の発生場所は食堂等共用部が 99 件(23.7%)で最も多く、次いで浴室・脱衣所が57件(13.6%)であった。介護者の見守り中及び一部介助中であっても、高齢者の認知能力や運動能力、体調等の状況が日々変化しており予測していなかった事態が起きている。特に転倒・転落事故は個々のリスク特定・分析を頻回に行い丁寧に分析することで「防ぐべき事故」の重点的対策を講じることが重要である。「介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年10月13日付厚生労働省事務連絡）により、送迎時の利用者の安全管理について御留意いただいている中、サービス終了後に送迎車中に利用者が置き去りにされる事例があった。利用者の送迎時の交通事故や乗降時の事故等、より一層安全管理の徹底が求められている。

※令和4年4月1日 香川県指定介護保険サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル及び報告様式を改定しています。

事故発生時の対応について

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ
令和7年3月

運営基準における事故発生時の対応に係る規定

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)

事故発生時の対応

- 1 指定介護事業者は、利用者に対する指定介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護事業者は、利用者に対する指定介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

事故発生時の対応の留意点

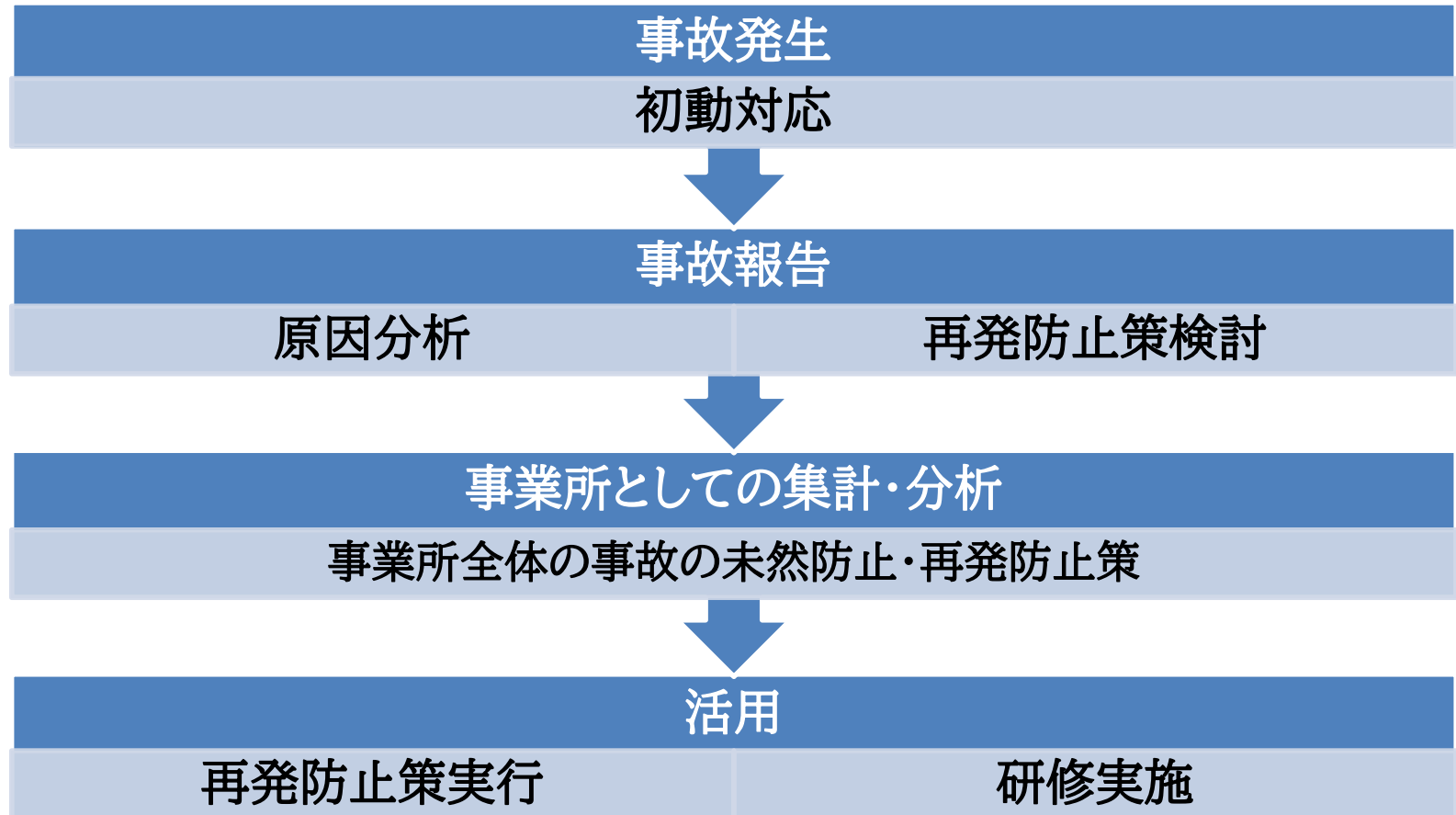
① 利用者に対する指定介護サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定介護事業者が定めておくことが望ましいこと。

② 指定介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

③ 指定介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

事故報告とPDCAについて

事故報告の主な目的は原因の明確化と事故防止、ケアの質の向上



記録・保存の留意点等

記録

- ・ 5W1H(いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どのように)を必ず記録する

様式

- ・ 保険者(市町)に報告する必要のない事故であっても、香川県が使用している「事故報告書」を使用する

保存

- ・ 香川県の条例により「その完結の日から」5年間保存

ヒヤリハット

- ・ 危ないことが起こったが幸い事故には至らなかった事例の記録・分析